

(5) 学業成績の評価等に関する規程

(趣旨)

第1条 明石工業高等専門学校における学業成績（以下「成績」という。）の評価、学年の課程修了の認定等については、この規程の定めるところによる。

(評価)

第2条 成績は当該授業科目（以下「科目」という。）ごとに100点法により評価する。

第3条 前条に規定する成績の評価は、科目において必要最小限の学習内容を修得したと認められるときの評価を60点とし、これを基準として行うものとする。

第4条 成績評価にあたっては、定期試験以外に平常の試験、演習課題報告、実技等を評価の資料とすることができる。

第5条 成績は、所定の期日までに提出する。

(定期試験)

第6条 定期試験は、原則として各学期1回以上行うものとする。ただし、定期試験によらず成績を評価できる科目については、この限りでない。

第7条 定期試験を受験できなかった者で、その理由がやむを得ないと認められる場合は、追試験を行うことができる。

第8条 懲戒処分のため受験できなかった科目の定期試験の得点は、0点とする。

第9条 定期試験中に不正行為をした者は、その時間以後の受験を停止させ、当該定期試験中の全科目の得点を0点とする。

(単位の修得)

第10条 科目を履修し、各学期末の成績評価が60点以上の場合、所定の単位を与える。ただし、通年科目は学年末の成績評価が60点以上の場合とする。

(課程修了・卒業の要件)

第11条 当該学年における課程修了の要件は、次の(1)及び(2)を満たすこととする。

(1) 当該学年の標準修得科目のすべてを履修し、欠席時数が各科目及び特別活動について定める時数未満であること。

(2) 各学年において定める次の要件を満たすこと。

第1学年は20単位以上を修得していること。

第2学年は累積で50単位以上を修得していること。

第3学年は累積で一般科目49単位以上、専門科目25単位以上を含め、合計で80単位以上を修得していること。

第4学年は当該学年までの標準修得単位数の合計から9単位を減じた単位数以上を、標準修得科目で修得していること。

第5学年は次のア～ウのすべてを満たすこと。

ア 当該学年までの標準修得単位数の合計から9単位を減じた単位数以上を、標準修得科目で修得していること。

イ 卒業研究が60点以上であること。

ウ 入学以後の自由選択科目を除く修得単位数が、一般科目75単位以上、専門科目82単位以上を含め、合計で167単位以上であること。

2 卒業の要件は、第5学年の課程修了の要件を満たすこととする。

(課程修了・卒業の認定)

第12条 学年の課程修了及び卒業の認定は、教員会の議を経て校長が行う。

(標準修得科目)

第13条 第11条第1項に規定する標準修得科目とは、卒業研究を除く当該学年について定める必修科目のすべてと、当該学年の標準修得単位数を満たすに必要な選択科目をいう。この場合、選択科目は評価の高い順に選ぶものとする。

2 標準修得科目を越えて修得した選択科目は、次学年で修得したものとして取り扱うことができる。

(進級)

第14条 第1学年から第4学年までの各学年の課程を修了した者は、それぞれ上級学年に進級させる。

(留年等)

第15条 第11条の規定により当該学年の課程修了を認められなかった者は、原学年にとどめる。

(補充履修及び再評価)

第16条 第11条第1項の規定によって学年の課程修了を認定された者の未修得科目については、次学年以降に補充履修させ、再評価することができる。

- 2 再評価による単位修得の可否の確認は教務委員会において行い、校長が決定する。
- 3 前項の規定により単位修得を可とされた科目の評価は60点とし、本来修得すべき学年の修得単位数に加える。

(雑則)

第17条 この規程の施行について、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 明石工業高等専門学校学業成績評価等に関する規程（昭和51年9月1日制定）は廃止する。
(この間の附則省略)

附 則(令和3.12.8)

この規程は、令和3年12月8日から施行し、令和3年4月1日から適用する。